

広報

4

2007/April

No.25

しょうばら

Shobara

SHOBARA The Public Information Magazine

“げんき”と“やすらぎ”のさとやま文化都市

桜シーズン到来!

日本さくら名所百選の上野公園

(平成18年4月撮影)

今月の主な内容

- 平成19年度施政方針.....2
- 市の組織を一部変更.....6
- 改革を進めています.....7
- 庄原市汚水処理事業の見直し.....8
- 地域づくりを応援します.....11
- 国民健康保険税(介護分)の税率を改正.....12
- パスポートの申請は市役所で.....14
- 平成19年度の国民年金定額保険料.....15
- 公共施設の管理者が変わりました.....16
- 庄原市国民保護計画を策定.....18
- 健康広場「肝がん」.....19
- カメラレポート.....20
- あっぱれ!!庄原.....24
- セーフティ通信.....25
- お知らせ.....26
- 発見!!しょうばら.....32
- ◎庄原市職員配置表.....1~8

さとやま文化都市の 実現に向けてー

平成19年度 施政方針



滝口季彦市長

3月2日に開催された市議会本会議で、滝口季彦市長が平成19年度の施政方針を述べました。その一部を抜粋して紹介します。(全文はホームページに掲載しています。)

新生庄原市の初代市長という栄に浴し、またたく間に2年が経過いたしました。顧みますと、地方分権の進展という時代潮流の中にあつて、未来のまちづくりを夢を抱き、地域課題の解決を図るべく、全国的にも極めて広域な市として誕生いたしました。今日まで、小泉政権、さらには安倍内閣に引き継がれた国優先の財政改革、都市偏重の構造改革が、本市の行財政運営に、重く、厳しくのしかかっていることを痛切に感じております。

(中略)

昨 年11月の内閣府発表による月例経済報告では、景気拡大が戦後最長の「いざなぎ景気」を抜いた旨を報じ、安倍政権が掲げる脱

デフレ・成長主義の進展を印象付けております。しかし、労働者、中小企業をはじめ、国民生活においては「庶民に利益が還元されない景気回復」、まさに「実感なき景気回復」という矛盾を生じており、特に本市のような過疎化、高齢化の進む中山間地域においては、税収の伸び悩み、地域産業の低迷に加え、地方交付税などの削減が、景気動向のみならず、地域活力の低下に大きな影を落としているのが実情でございます。

北 海道夕張市の財政破綻が「夕張ショック」として全国的に報じられ、本市におきましても、財政状況や今後の市政運営に関し、多くのご質問、ご意見、ご提言をいただきました。

本市の財政は、自主財源が乏しいがゆえに、社会情勢や国・県の政策による影響を受け易く、また、旧市町での事業にかかる起債償還や福祉・医療をはじめとする各年度の行政需要などに応じ、一定の制約を課さ

れた中で行政運営を行っており、厳しい状況は、合併の前後を問わず同様でございます。

ただひとつ確実なことは、「合併があつたからこそ今がある」という点であろうかと存じます。合併補助金や推進交付金、合併特例債などの財政支援を重視するのみならず、すみやかに行政経営改革大綱、定員適正化計画を策定し、共通意識・統一方針のもとで事務事業・職員定数などの見直しに着手しておりますが、こうした行財政運営、組織経営の視点にもまして特筆すべきことは、全域的な自治振興区の設立によって、市民の皆さんの発想や力で多様な活動・地域経営が展開されているという点でございます。

私たちの暮らす地域で、「あたりまえのこと」として認知されていた家族や近隣での助け合いの「こころ」を回復し、市民、地域、行政による「協働」と「一体感」の意識に基づく実践活動が活発化することで、地

域経営・行政経営の面でも新たな道が拓かれるものと確信しております。

夕張市の現実、地方自治体を預かる者の一人として、極めて残念に存じており、不安や危機感を持たれる市民の皆さんの声も真摯に受け止めるところでございますが、本市と夕張市を比較するとき、合併の有無、議会の機能、人口減少の規模や速度、負債への対応など、根幹的な部分で多くの違いがあり、特に夕張市の破綻は、一時借入金を会計間操作で粉飾し、赤字隠しを行うという不適切な財務処理に起因していることから、本市においては、いたずらに不安をあおることなく、正しい情報提供と十分な住民説明、的確な対応方針の策定により、冷静に対処すべき事項と考えております。

いずれにいたしましても、本市の財政が極めて厳しい状況にあること、また、長期的な展望をもった財政運営の緊急的・抜本的な改善策が求められていること、



庄原市街地

さらには、夕張ショックを発端とした地方自治体の破綻報道が、図らずも市民の皆さんの行政運営・財政状況に対する関心を喚起したことは事実であり、こうした事例を教訓とし、多くの声に耳を傾けながら、持続的な自治体運営に向けて引き続き努力してまいります。

昨 年12月の議会定例会におきまして、議員各位のご理解を賜り、庄原市長期総合計画の策定を完了いたしました。

合併後、最初の総合計画であり、新市建設計画の基本理念、将来像などを尊重するとともに、内容の整合にも留意しながら策定いたしました。また、社会背景をはじめ、それぞれの数値や指標が示すとおり、本市を取り巻く環境や現実には誠に厳しく、さらなる地域活力の低下も危惧される中で、特に本市の抱える深刻な問題として、人口の減少、基幹産業の衰退、財政状況の悪化を指摘し、各項目が相互に関係しながら右肩下がり

への悪循環を招いている旨を記述しております。

これらは中山間地域の抱える全国的な共通課題として認識され、本市におきまして、これまで長年にわたり、旧市町においてさまざまな方策を講じ、多額の資金を投入し、改善・脱却に向けた懸命な努力を続けておりますが、十分な成果に至っていないこともまた、不本意ながら事実でございます。

しかし一方では、日本統計協会による平成17年の推計人口42,600人に対し、実際は43,000人対し、実際は43,000人対し、維持しているなど、一部においては、そうした努力が報われている実績もあることから、これまでの施策や成果を十分、検証し、見直すべきは見直しながら、新たな視点と強い意志を持って、これら深刻な問題に立ち向かってまいります。

人口減少への対策

本市が抱える深刻な問題の一点目、「人口の減少について」でございます。

本市の人口は、昭和20年代の92,000人あまりをピークとして減少を続け、昨年12月末日の住民基本台帳登録者は、43,153人となっております。各種の推計値においても、今後10年間で5,000人から7,000人の減少が予測されておりますが、基本構想では、10年後の目標人口を現在とほぼ同数の43,000人と設定いたしました。

策定段階から多様なご意見をいただき、極めて厳しい数値であることは理解しておりますが、人口の減少は、産業の低迷や市税・交付税の減収のみならず、地域活力に直接的な影響を与え、また、計画策定時のアンケートにおいて、市民の皆さんが強い不安を感じている項目のひとつであることから、市民ニーズの面からも最大限の努力を傾注しなければならぬ問題と考えております。

半数に「転出している家族がある」ことが推測され、回答世帯の72パーセントが「家族の帰郷を望んでいる」ことから、本市出身者の帰郷、いわゆるUターン施策に重点を置くとともに、その成果に大きな期待を寄せているところでございます。転出した理由や帰郷できない訳は、さまざまあると考えられますが、「一緒に暮らしたい」との願いを叶えるために何より必要なことは、離れて暮らす皆さんの「ふるさとに帰ろう」という意識と、「帰ってこいや、待つとるよ」という帰郷を促す気運の醸成にあると思います。

おりしも「2007年問題」と称される団塊世代の退職が始まる今、生まれ育った「ふるさと」への望郷の念は、いつの時代にも変わらないことを信じ、家族や地域の想いを力に換える仕組みづくりに取り組んでまいります。

と りわけ、アンケート結果から、市内世帯の約

農林業の振興

次に、「基幹産業、特に農林業の衰退について」でございます。

基本構想の中でも触れておりますように、農林業は、多くの市民がかかわる中で農村経済や農村環境を支え、その収入による消費活動が商業振興や市街地の賑わいを生み出すなど、地域における経済循環の基盤として成立していた歴史・背景から、現在もお、本市の基幹産業として多くの市民に認知されております。

しかし、これまでの急激な社会経済情勢の変動は、本市の産業構造における農林業の経済的地位を相対的に低下させ、担い手の減少や高齢化を招き、現在では、市民生活や地域経済を支える力の低下が否めない状況にございます。

基 幹産業の転換を図ることが困難な現状にあつて、今一度、農村資源に目を向け、さらに高齢者や女性、自治振興区をはじめ、

市民・地域が有する新たな力、埋もれた能力を集め、発揮できる仕組みづくりによって、農林業を中心とした地域産業の活性化に努めてまいりたいと考えており、その戦略的構想として、「みどりの環 経済戦略ビジョン」を策定いたしました。



しょうばらバイオマスフォーラム

その趣旨は、本市の「強み」である農村・農林業資源を基底として失いつつある地域内の経済循環を取り戻し、市民所得の向上のみならず、市街地の賑わいや地域のつながり、人々の笑顔があふれる「住んでよし、

訪れてよしの共生定住社会」を構築・形成しようとするもので、農林業の自立、木質バイオマス、観光・定住を柱としたプロジェクト事業を横断的に実践してまいります。

(中略)

財政の健全化

今回、まちづくりの方針を示す長期総合計画とともに、財政運営に対する不安・懸念が高まる中で「持続可能な財政運営プラン」を策定し、併せて実施計画の見直しを行いました。

プランの概要は、既にご承知いただきますとおり、使用料をはじめとする市民負担金の見直し、各種補助金・委託料などの減額、各種事業の凍結や縮小、公共施設の一部休止、給与・報酬の抑制など、市民の皆さんはもちろん、私や職員、議員各位にとりましても、極めて厳しい内容・目標であることから、相当な覚悟をもって臨まなければなりません。これまでの市民負担金やサービス水準は、

ほとんどが合併協議に基づくもので、県内他市と比較するときに、必ずしも劣った内容とは認識しておりませんし、見直しに際しては、他団体と著しい差を生じないよう配慮するとともに、一定期間、こうした取り組みを続けることで、財政基盤の安定が図られることをお約束するものでございます。重ねてご理解をお願いいたします。

財

政運営プランを推進するうえで、懸念している項目のひとつが、市民の皆さんに収めていただくべき市税などの収納率が低下している点でございます。

平成17年度の現年分において、個人市民税が98・29%、固定資産税が96・45%と、いずれも平成16年度を下回っており、ほかにも国民健康保険税、普通徴収の介護保険料、保育料、住宅使用料などが96%以下、滞納繰越分にあつては、固定資産税の多額滞納も含め、極めて低位となっております。

平成17年度の調定額で単純計算した場合、市民税の1%が1,000万円、固定資産税の1%が2,000万円相当となりますが、これらは、貴重な財源として多くの皆さんに真面目に納付いただいており、滞納の発生は、市民負担の公平性を損なうこと、法律や契約に基づく納付義務のもとでは、理由の如何を問わず許されない事項であることから、担当職員の増員や庁内対策組織の設置、民間の専門機関の活用などを含め、毅然とした態度でその解消に努めてまいります。

本

市の維持・発展を図り、住民福祉の向上を進めるために、今後も多くの事業に取り組むこととなりますが、今、求められているのは、「どれだけのことをしたのか」という実績ではなく、どれだけの成果・効果が得られたのか、言い換えれば、市民がどれだけの「満足感」を得ることができたのか、という点でございます。当然に、お金やモ



3月2日の市議会本会議

ノなど、多くの行政資源を投入すれば、満足感も向上することは明らかでございますが、限りある資源の中では、どれだけの投資でどれだけの成果を得ることができるのか、また、投資する資源の量のどれだけが適当と判断されるのかを十分に精査・検討しなければなりません。

財政の安定に向けては、「入るを図って出づるを制す」と申しますように、歳入の確保と歳出の見直しを同時にを行うことが極めて重要と認識しており、特段のご理解を申し上げます。

夢なき者に成功なし

こうした深刻な問題を明らかにしながら地域づくりの方向性を検討し、総合計画における本市の将来像を「げんき」と「やすらぎ」のさとやま文化都市、人と地域が輝く、美しい日本のふるさと」といたしました。

後段のフレーズは、人が輝くことで地域が輝き、地域が輝くことで人が輝く。それぞれの地域が美しい里山環境のもとで育んできた歴史や風土、心豊かな生活や文化など、多様で個性的な財産を本市発展の大きな可能性・魅力と捉え、これらを改めて自覚し、磨くことで、懐かしく・新しく・美しい「日本のふるさと」と呼べる地を創造しようとの趣旨でございます。

「ふるさと」とは、この地に暮らし、この地を守り、この地を愛する者が「共有すべき場所」と思うところであり、四季に彩られた情景や「お互いさま」の気持ちを忘れず、かつての日本がそうであったように、人も自然も美しく輝く「羨望の地」を目指してまいります。

(中略)

計 画は、夢の実現・地域活性化に欠かすことのできない羅針盤であり、また、地域づくりの設計図でございます。市民、職員、議員が理念や目標を共有し、「あるべき姿」の実現に向けて確実な前進を続けなければなりません。

(中略)

目 標の達成には、時間を要する事項もございますが、時間をかけることが許されない事項もございます。課題の多くが「短期間で成果」を要請されている状況にあつては、将来を見据えた適切な判断とリ

ダーシップのもと、市民・職員・議員が同じ目標に向かって、理解し、努力することが求められております。

美しいと思える「ふるさと」に生まれ、こころ豊かに暮らし続けるためには、今を生きる私たちが、その「ふるさと」を愛し、守っていかねばなりません。現実を嘆き、あきらめるのではなく、「この地域から日本を変える」「憧れの「ふるさと」を創る」といった高邁な志と強い意欲を共有し、一人ひとりが家庭を見つめ、地域を見つめ、社会を見つめ、すべきこと・できることを実践する中で創造される「美しいふるさと」を、全国へ発信してまいりたいと考えております。

当時を知る人は、今回の活躍を、大変、驚かれたとうかがっております。

大きな感動を生んだ陰には、果てしない夢と、その夢を失わない強い志、夢を実現しようとする相当な努力があつたものと思ひますが、幕末の思想家・吉田松陰は、「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。ゆえに夢なき者に成功なし」という教を残しております。

まさに、実現・成功の喜びや感動は、夢を持ち、努力することの賜物であり、「強いチームを作りたかつた」と話す18歳の少年に、そのことを改めて感じさせられました。

昨 年の暮れ、京都市で開催されました全国高校駅伝において、広島県代表の世羅高校が32年ぶりに優勝し、その主将が本市出身者であることは、ご承知のことと存じますが、彼は庄原中学校時代、全国はおろか県内でも無名の選手で、

深刻な問題をはじめ、市民生活、地域活性化にかかわる諸課題が山積しておりますが、夢を持ち、理想を描き、新年度も前向きに挑戦してまいります。議員各位、並びに市民の皆様には、今後とも、一層のご支援とご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

助役が副市長に 収入役が会計管理者に

地方自治法の改正にともない、4月から「助役」が「副市長」に、「収入役」が「会計管理者（一般職）」にそれぞれ移行し、その役割も一部変更になりました。

副市長の設置は、地方分権が進展するなかで、自治体の自主性・自律性の拡大を図るとともに、トップマネジメント機能の強化、特定課題への対応、政策執行の迅速化などを目的としており、その定数を市の条例で定めること、より積極的に政策・企画へ参画すること、市長から委任を受けた事務を副市長が執行することなどが主な改正内容となっています。

副市長の条例定数は2人ですが、4月1日においては、1人の設置としています。



4月1日付で任命された
國光拓自副市長

市の組織を一部変更

企画課企画調整係 ☎0824-73-1128

市では、4月から組織の一部を次のとおり変更しました。所管の事務や連絡先などをご確認のうえ、お間違えのないようご注意ください。

本庁

○ 総務部

高額滞納特別徴収班（新設）

高額滞納整理への特別対応

○ 地域振興部

商工観光課	商工観光係（名称変更） ☎0824-73-1179	商工振興係と観光交流係を統合
	定住推進係（新設） ☎0824-73-1178	定住施策の企画立案および実施に関する事務
農林振興課	活性化係（新設） ☎0824-73-1227	農業自立振興プロジェクト事業などの推進に関する事務

○ 市民生活部

人権推進課（終了）		
女性児童課 （児童福祉課から名称変更）	男女共同参画係（移管） ☎0824-73-1243	人権推進課から移管
社会福祉課	障害者福祉係（新設） ☎0824-73-1210	知的障害者・身体障害者福祉に関する事務

支所

○ 東城支所

環境衛生課	環境衛生係	⇒	環境建設課（統合） ☎08477-2-5141	管理係
	東城クリーンセンター係			東城クリーンセンター係
	下水道係			水道係
建設課	水道係			下水道係
	管理係			事業係
	事業係			

○ 口和支所

市民課	市民生活係	⇒	市民生活課（統合） ☎0824-87-2112	市民生活係
保健福祉課	保健福祉係			保健福祉係

○ 高野支所

市民課	市民生活係	⇒	市民生活課（統合） ☎0824-86-2115	市民生活係
保健福祉課	保健福祉係			保健福祉係

改革を進めています

行政経営改革の進捗状況

市では、平成18年3月に行政改革の指針となる「行政経営改革大綱」と、その（対象期間：平成17年度から平成21年度まで）

りを目標とし、民間における「顧客志向」「成果志向」「マネージメント発想」という経営管理の視点をもつて行政運営を見直すとともに、顧客・納税者としての市民満足度の向上、職員・市民の意識改革、行政と市民の協働実践、さらには行政評価システムへの展開も視野に入れた内容で整理し

ています。

現在、大綱の趣旨に沿って、事務事業の見直しや内部経費の節減、行政組織の再編整備、職員数・人件費の抑制、行政の透明性の向上などに取り組んでいます。

平成18年度末までの主な取り組み内容と財政効果の概要は次のとおりです。

●その他の取り組み

① 行政評価システムの構築

決算認定資料として作成している「主要施策の成果」に事業実績だけでなく成果・評価などの項目を追加し、職員の意識喚起を促進。

② 人材育成基本方針の策定

市職員の能力開発などを目的とする計画「人材育成基本方針」を策定。人事評価制度の内容を示すとともに、平成19年度に管理職を対象とした評価を実施予定。

③ 財政の健全化

持続可能な財政運営プラン（財政計画）および公債費負担適正化計画を策定。平成17年度から平成23年度までの7年間で起債制限比率を13%未満に抑制。

*起債制限比率：市の借金が過大とならないよう一定の制限を設ける指標。庄原市：15・9%（平成17年度決算）

④ 公社・第三セクターの運営の見直し

収益性の追及、行政負担の軽減について検討。3団体の終了を前提に、市の100%出資による農林振興公社を設立。

（単位：千円）

取組事項	歳出の減または抑制		
	17年度	18年度	合計
行政組織の再編整備 管理職数（部長・課長級） 平成17年4月1日 69人 平成18年4月1日 66人 △3人 平成19年4月1日 62人 △4人	△1,812	△2,416	△4,228
職員定数の適正化 （西城市民病院技師職を除く） 平成17年4月1日 667人 △53人 平成18年4月1日 650人 △17人 平成19年4月1日 626人 △24人	△141,389	△199,608	△340,997
職員給与の適正化 平成17年度 給与水準の引き下げ（給料表の改定） △30,000 平成18年度 給与の減額（1月～3月） △21,275 平成19年度 給与の減額（4月～3月） △332,700	△30,000	△21,275	△51,275
特別職の給与削減 平成18年度 市長・助役・収入役・教育長の給与の減額 △5,607 平成19年度 市長・副市長・教育長の給与の減額 △9,718		△5,607	△5,607
補助金の見直し 予算編成での見直し 財政運営プランに沿った取り組み	△38,673	△161,749	△200,422
公の施設の管理運営形態の見直し （指定管理者制度の導入） 指定管理者制度の導入による管理経費の縮減 指定管理者制度導入施設数 平成17年4月1日 25施設 平成18年4月1日 169施設 平成19年4月1日 187施設	△108,961	△40,677	△149,638

企画課企画調整係

☎0824-73-1128

庄原市汚水処理 事業の見直し

下水道課管理係
☎0824-73-1175

昨年4月、生活排水の処理方法について、市内を公共下水道事業・農業集落排水事業による区域（管処理区域）と、浄化槽整備による区域（浄化槽処理区域）に分類する新庄原市汚水処理構想を策定し、整備を進めてきました。

しかし、急激な市財政の悪化により、「持続可能な財政運営プラン」を策定する中で、汚水処理構想の事業手法についても見直すことにしました。

これにより、未着手の管処理区域は浄化槽処理区域に変更し、また、使用料についても改正することにしました。



汚水処理構想の見直し

市内6地区が 浄化槽処理区域へ

汚水処理構想による管処理区域のうち、供用開始している区域および現在事業実施中の区域以外の区域（公共下水道計画―西城地区、農業集落排水計画―高地区、川北地区、春田・峰田地区、大月・向泉地区、永田地区）は全て浄化槽処理区域に変更します。

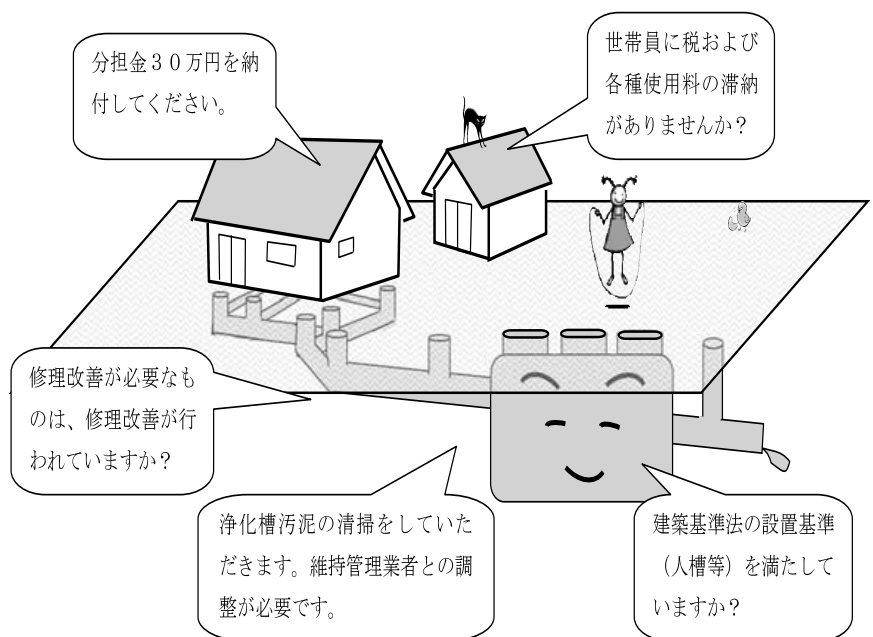
浄化槽は、分担金30万円を支払い、市が浄化槽本体を設置する市町村設置型とします。その浄化槽へ個人負担により、宅内から排水管をつなぎこみます。

既設浄化槽を市へ 帰属できます

浄化槽処理区域内で、これまで個人で設置された合併浄化槽は、市が設置する浄化槽との公平性を保つため、既設浄化槽を市へ帰属することができま（帰属申請期間5年間）
浄化槽を市へ帰属するに

は、右図などの条件を満たす必要があります。

浄化槽の帰属を希望する方は、既設浄化槽帰属申請書を浄化槽担当課へ提出してください。申請書類の審査と、現地排水設備の検査を行い、条件を満たしている浄化槽について帰属の手続きを行います。帰属した



浄化槽は、市の所有物となり市が維持管理していただきますので、毎月の使用料をいただくこととなります。

*浄化槽の使用料、維持管理委託費および法定検査手数料も、改正させていただきますので、十分検討した上で、申請するかどうか判断してください。

使用料の改正

基本的に汚水処理に係る経費は下水道等使用者が特定されることから、下水道事業などにおける費用負担は、受益の程度に応じて使用者が負担するものとなっています。

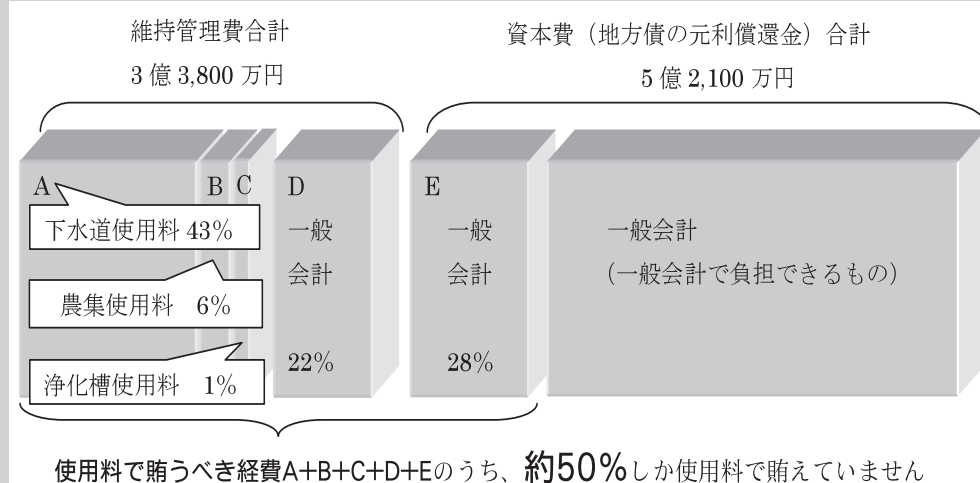
現在の使用料では、本来使用料で賄うべき経費の約50%しか賄えておらず、不足分は一般会計での負担となり、下水道などの使用者と未使用者との負担の公平性が損なわれるだけでなく、市の財政運営に大きな影響を及ぼしています。

また、下水道事業の健全な財政運営については、国からも強い指導を受けており、今後の持続的な整備促進と維持管理をしていくためには、下水道等使用料を適正な額にしていく必要があります。下表のとおり改正しました。

また、皆さんに汚水処理施設へ接続していただかなければ、せっかくの施設も役割を果たすことができません。公共下水道・農業集

落排水などの集合処理については、供用開始後3年以内の接続が定められています。あつせん融資制度などもご利用いただき、一日も早い接続をお願いします。

処理経費と使用料の状況（平成17年度決算統計数値より）



平成19年6月分からの改正使用料

（8月請求から）

使用された水量（1カ月分）により使用料が決まります。

料金の別	使用水量	使用料金単価（税込）
基本料金	0㎡から 8㎡まで	1,260円
超過料金	8㎡を超え 20㎡まで	1㎡につき 178.5円
	20㎡を超え 30㎡まで	// 199.5円
	30㎡を超え 50㎡まで	// 220.5円
	50㎡を超え 100㎡まで	// 231.0円
	100㎡を超えるもの	// 241.5円

1カ月に20㎡水を使用した場合の使用料の比較および計算例

公共下水道
東城処理区
20㎡ 3,696円

現行

上記以外
20㎡ 2,625円

➡

使用料統一
(基本料金 8㎡) 1,260円
+ (超過料金 12㎡) × 178.5円

20㎡ 3,402円

* 1円未満が発生すれば切捨てになります

改正

公共下水道・農業集落排水・浄化槽とも共通



浄化槽維持管理の新システム

これまで、庄原市で営業している浄化槽維持管理業者に、それぞれで設定していた浄化槽維持管理委託費の統一をお願いし、協議を進めてきました。今回、新

しい浄化槽管理システムによる管理委託費が左表のとおり統一されました。
なお、この委託費は平成19年度中の契約更新から適用されます。
また、年一回の検査が義務づけられている浄化槽法定検査の受検を進めるため、

広島県では、効率化検査を導入し、検査手数料も左表のとおり改正されました。

浄化槽維持管理委託費

合併浄化槽 標準・ コンパクト	保守点検 (年3回)	清掃費 (年1回)	清掃 技術料	消費税	合 計
5人槽	18,000	23,790	5,000	2,340	49,130円
6人槽	18,000	30,420	5,000	2,671	56,091円
7人槽	18,000	36,400	5,000	2,970	62,370円
8人槽	18,000	42,900	5,000	3,295	69,195円
10人槽	18,000	55,510	5,000	3,926	82,436円

法定検査手数料（10人槽以下）

	効率化検査（5年に4回）	ガイドライン検査（5年に1回）
	広島県浄化槽維持管理協会	広島県環境保全センター
合併浄化槽	5,000円	7,000円
単独浄化槽	5,000円	5,000円

* 法定検査は、年1回必ず受検しなくてはなりません。（罰則規定あり）

* （社）広島県浄化槽維持管理協会の者（会員証〔顔写真入り〕を携帯）が、浄化槽法定検査受検契約書を持って、契約手続きに訪問しますので、ご協力をお願いします。



浄化槽設置工事



地域づくりを 応援します！

自治振興区活動促進補助事業の募集開始

市では、自治振興区が、地域課題の解決や夢の実現に向けて取り組む事業を支援するために「自治振興区活動促進補助金」制度を設けています。

補助制度の内容などは、次のとおりですが、今年度から、新たに「定住促進事業」を対象事業に加えて、地域におけるU・Iターンの取り組みを支援します。

●補助制度の概要

補助対象事業

自治振興区が策定した「地域振興計画」に基づき、地域づくり活動を促進する事業として実施する次のいずれかに該当する事業

■一般事業

- ①教育文化事業 ②産業振興事業 ③保健福祉事業 ④生活環境整備事業
⑤その他地域づくりの推進に必要な事業

■定住促進事業

- ①定住促進事業

補 助 率
補助限度額

対象事業費の4/5以内

■一 般 事 業：1事業につき300万円

■定住促進事業：1事業につき100万円

●申請期限

5月31日までを申請期限とします。

定住促進事業については、本年度に限り8月31日までとします。

●補助決定までの流れ

申請された事業は、審査会により、審査項目に従って審査した上で補助対象事業を決定します。

〔定住促進事業〕

「帰郷への取り組み」地域からはじめませんか

「定住促進事業」とは、自治振興区が地域出身者などを対象に取り組む「定住促進活動（U・Iターン活動）」に対して、補助金を交付します。対象となる事業は、「基礎事業」と「地域アイデア事業」に分類します。事業を行う場合は、「基礎事業」は必ず取り組んでいただくこととします。

基礎事業

- ・定住促進担当窓口の設置
- ・地域内のUターン対象者の名簿づくり
自治振興区内のUターン対象者の調査費用など（ただし、担当者の賃金は対象外とします。）
- ・Uターン対象者に対する地域情報発信
- ・地域で作成した田舎だより、イベント案内などを対象者へ発送する費用 など
※発送される場合、市から「広報しょうばら」を提供します。

地域アイデア事業

- ・「定住促進」を目的とした「地域情報紙」の作成
- ・基礎事業で収集したデータをもとに、地域が定住促進を目的に企画した事業
U・Iターン対象者をターゲットとした新規の交流イベント、空き家を活用した田舎暮らし体験事業 など

問い合わせ

自治振興課 ☎0824-73-1209 または 各支所 地域振興課

2月16日、和歌山県紀の川市在住の叶迫恵さんから、新庁舎の建設などに役立てていただきたいと庄原市に1千万円の寄付がありました。叶迫さんは庄原市高町の出身で、現在、和歌山県紀の川市で土木工事の会社を経営されており、「5百万円を新庁舎建設に、残りの5百万円は庄原市高地区の振興に役立てていただきたい」との意向を受け、市では、庁舎建設基金への積み立てと、高小学校の遊具や図書などの教材備品の充実を図る予定にしています。



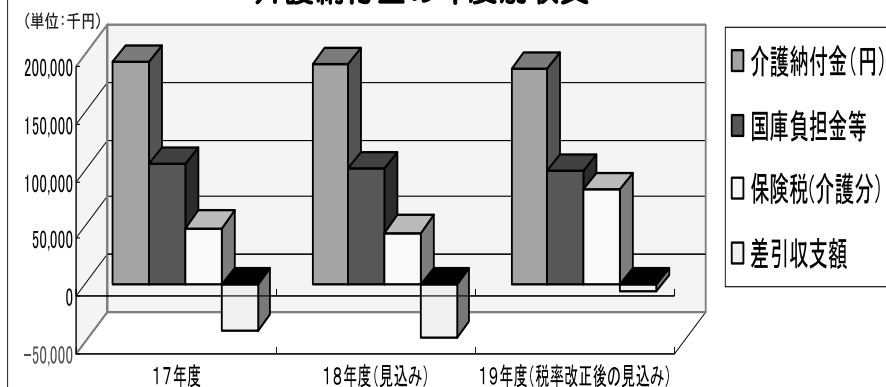
**新庁舎
建設などに
1千万円の
篤志寄付**

国民健康保険税(介護分)の 税率を改正

平成12年度に発足した介護保険制度では、老後の介護を社会全体で支える制度として、その運営に係る介護費用総額の一部を、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者が加入している各医療保険で負担することになっています。

本市においては、国(社会保険診療報酬基金)に支払う介護納付金が制度発足時に比べ1人当たりの額が約1・8倍になった現在も、国民健康保険税(介護分)の税率を制度発足時に据え置いているため、平成17年度では約4千万円余りの不足が生じる状況となりました。

介護納付金の年度別収支



※介護納付金－国庫負担金等－保険税(介護分)＝差引収支額

【グラフ】
平成19年度の納付金は更に増加し、このままの状況では不足額が増加し続けます。合併協議において、不足分は持寄る基金で対応することにし

ていきましたが、所得の減少による保険料収収の減少と医療費の増大により、3年間の税収減相当として持ち寄った約1億3千万円は平成17年度でほとんど無くなりました。

国に支払う介護納付金に見合う額を確保し、安定した運営を図っていくため、このたび右記のとおり税率を改正しました。急激な負担増とはなりますが、ご理解・ご協力をお願いします。

区 分	介護分(40～64歳が対象)	
	改正前	改正後
所得割	0.7%	1.4%
資産割	6.0%	9.7%
均等割(年額)	3,900円	8,600円
平等割(年額)	3,900円	4,500円
課税限度額	90,000円	改正なし

70歳未満の高額療養費の支給方法が一部変更

限度額適用認定証の交付を受けると、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までに

これまで医療費の自己負担が高額になったとき、定められた自己負担限度額を超えた分は市役所で申請すると高額療養費として後日支給されていましたが、平成19年4月1日から限度額適用認定証を医療機関に提示することで、70歳未満の人が入院したときの医療機関窓口での支払いを、自己負担限度額までにすることができるようになりました。

入院することになったときは、市役所の国民健康保険担当窓口で申請して、限度額適用認定証の交付を受けてください。(70歳以上の方はすでに適用されています。)



・自己負担限度額は所得区分によって異なります

所得区分	3回目まで	4回目以降
一 般	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%	44,400円
上位所得者	150,000円＋(医療費－500,000円)×1%	83,400円
市 民 税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得者 同一世帯の国保被保険者の所得の合計が600万円以上の世帯。

※市民税非課税世帯 同一世帯の世帯主と国保被保険者がすべて市民税非課税の世帯。

※4回目以降 過去12カ月間に、同じ世帯での支給が4回以上あったとき、4回目から。

【申請の要件】

原則、国民健康保険税の滞納がない方

【申請に必要なもの】

- ① 国民健康保険被保険者証 ② 印鑑
- なお、限度額適用認定証の交付を受けない場合は、これまでどおり医療機関へ支払い後、申請により高額療養費が支給されます。

出産育児一時金
受取代理制度

これまで、国民健康保険の被保険者が出産した時に受けられる出産育児一時金（35万円）は、出産後に申請・支給となっていました。

平成19年4月1日から、出産育児一時金を市から医療機関などに直接支払うことで、出産費用の窓口での支払いを軽減することができま

す。この受取代理制度を利用する場合は、保健医療課国保年金係または各支所担当課へ事前に申請することが必要です。

【申請の要件】

- ・ 国民健康保険の被保険者で出産育児一時金の支給を受ける見込みのある方
- ・ 原則、国民健康保険税の滞納がない方

【申請の受付】

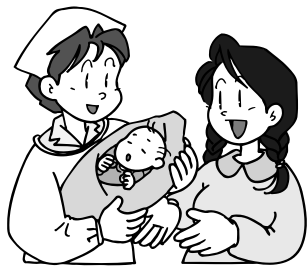
申請の受付は出産予定日の1ヵ月前からです。

【申請に必要なもの】

- ① 国民健康保険被保険者証 ② 母子手帳など出産予定日を証明する書類 ③ 印鑑 ④ 振込先金融機関の通帳（世帯主名義のもの）

※ 35万円を超えた出産費用は、病院の窓口でお支払いください。

※ 出産費用が35万円未満の場合、差額を被保険者の口座へ振り込みます。



保険証の切り替え
はお済ですか？

4月は、就職や退職などに伴う異動が最も多い月です。職場の健康保険に加入

している人や、生活保護を受けている人などを除いて、庄原市に住んでいる人は全て、庄原市の国民健康保険に加入しなければなりません。

左表のような異動があった場合は、市役所へ届出が必要です。手続きは、忘れず早めに済ませてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき	○転出証明書 ※既にある世帯に転入される方で、その世帯に国保加入者がおられる場合はその保険証
	社会保険など職場の健康保険の加入者でなくなったとき	○職場の健康保険の資格喪失証明書 ○厚生年金（共済年金）などを受給している場合は、年金証書 ○既に世帯で国保加入者がいる場合は、その保険証
やめるとき 国保を	他の市町村へ転出するとき	○国民健康保険証
	社会保険など職場の健康保険に加入したとき	○国民健康保険証 ○新たに加入した社会保険などの保険証の原本（コピーは不可）
その他	住所・名前・世帯主が変わったとき。世帯を一緒にしたり分けるとき	○国民健康保険証
	国民健康保険証をなくしたとき	○本人確認できるもの（運転免許証など）
	住所を庄原市においたまま、短期就労などで住所地を離れ、もう一枚保険証が必要なとき	○国民健康保険証
	修学のため、庄原市を離れ（住民票を移す）、もう一枚保険証が必要なとき	○国民健康保険証 ○在学証明書

※全ての手続きには印鑑が必要ですので持参してください。

※社会保険など加入後に国民健康保険証で受診された場合には、医療費のうち市が負担した部分を全額返納していただくことになります。

《問い合わせ》

保健医療課国保年金係または各支所市民課・市民生活課

パスポートの申請・受け取りは市役所で 6/4～

市民生活課戸籍住民係 ☎0824-73-1157

パスポートの申請・受け取り窓口が、県から市町に変わり、6月4日（月）から本庁市民生活課で受け付けします。

申請・交付の取扱日時

月曜日から金曜日：8時30分～17時15分

土・日曜日、祝祭日などの休日および12月29日から1月3日までの間は取り扱いしません。

場 所 庄原市役所市民生活課

申請について

□申請できる人

- ・庄原市に住民登録をされている方（本人による申請が原則ですが、代理の方でもできます）
- ・学生や単身赴任などで県外に住民登録をされていて、庄原市にお住まいの方（居所申請）。居所申請の場合は、本人による申請となりますので、必ず事前に市民生活課にご相談ください。

□申請の際に必要なもの

- ・一般旅券発給申請書
- ・戸籍謄（抄）本
- ・県外に住民登録されている方は、住民票（本籍の記載あり）
- ・写真（6カ月以内に撮影されたもの。大きさなど規格があり、規格に合わないものだと撮り直しをお願いすることがあります）
- ・郵便はがき（未使用のもの）
- ・本人確認のための書類（運転免許証など1つでよいものと、健康保険証・年金手帳など2つ必要なものがあります。コピー不可）
- ・前回のパスポート

※申請の内容などによって必要なものが違い

ます。詳しくは、市民生活課にお問い合わせください。（市のホームページでも確認できます）

※5人以上の団体申請は事前に連絡してください。

受け取りについて

□ご本人に窓口で直接お渡しします。パスポートの受け取りは本人しかできません。

□受け取りの際に必要なもの

- ・一般旅券受領証（お申し込みのときにお渡しします）
- ・市民生活課から届いたはがき（転送されずに配達されたもの）
- ・手数料
 - 10年旅券 16,000円
（収入印紙14,000円、県証紙2,000円）
 - 5年旅券（申請時12歳以上） 11,000円
（収入印紙9,000円、県証紙2,000円）
 - 5年旅券（申請時12歳未満） 6,000円
（収入印紙4,000円、県証紙2,000円）

その他留意していただくこと

- ・申請から受け取りまでの期間は、申請の日から8日（土・日曜日、祝祭日を含まない）
- ・写真が不適當などの理由で、8日でお渡しできない場合があります。旅行に出発されるまでの期間などに余裕を持ってお申し込みください。
- ・海外で親族が災害に遭われたなどで緊急にパスポートが必要になった場合の申請は、引き続き県での取り扱いとなります。県旅券センター（広島：☎082-513-5603）へお問い合わせください。

安心&安全な毎日のために

庄原消防署 ☎0824-72-9911

地震からあなたとあなたの家族を守るために……

地震が起きて助かるには、地震対策を万全にしておくことが不可欠です。あなたの家族を守るためにも、あなたの財産を守るためにも、そしてあなた自身のためにも地震対策をしておきましょう。

- 阪神淡路大震災では死者の8割は寝室での家具の転倒による圧死と言われています。家具の固定を！特に寝室に背の高い家具を置かないようにしましょう。
- 割れたガラスが飛び散らないようガラスに飛散防止フィルムを張ったり、昼間でもカーテンを閉めたりするのも有効です。
- 照明器具は、チェーンと金具を使って数箇所止めましょう。
- ストープは対震自動消火装置付きのものを使用しましょう。
- 災害用伝言ダイヤル「171」の使い方を把握！（171にかけ伝言を入れるときは1、聞くときは2で、後は自宅の電話番号を入れます。）
- 非常持ち出し袋はすぐに持ち出せるような場所に置きましょう。（貴重品・携帯ラジオ・懐中電灯・衣類・応急医薬品・非常食品・予備電池・毛布・タオルなど）

平成19年山火事予防統一標語 伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ

冬から春先にかけては、一年間のうちで最も山火事が発生しやすい時季です。原因のほとんどは、たばこやたき火の不始末など人為的なものです。山火事は、いったん発生すると貴重な森林を消失させるばかりか、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。火気の取り扱いには十分注意して、山火事を防ぎ大切な森林を守りましょう。





平成19年度の国民年金定額保険料は、月額1万4,100円です。

保険料納付は口座振替で前納がお得です。
年間納付額を比べてみると……

1. 口座振替での前納申し込みされた方の口座振替日は、平成19年4月末日です。
2. 6ヵ月前納も口座振替が有利です。平成19年10月～翌3月分の6ヵ月前納（口座振替）の申し込みは平成19年8月末となります。
3. 月々の口座振替も早割り（当月保険料の当月末引き落とし）にするとお得です。毎月納付の口座振替（当月保険料の翌月末引き落とし）は定額保険料です。口座振替を早割り（当月保険料の当月末引き落とし）にすると月々50円の割引になります。早割りを申し込みすると、初回に2ヵ月分の保険料（前月分の定額保険料と50円割引された当月分保険料）の口座振替を行い、その後毎月の保険料が50円引きとなります。

現金で	毎 月	16万9,200円	—
	前納（1年分をまとめて納める）	16万6,200円	3,000円割引
口座振替で	毎 月 （当月末引落し）	16万8,600円	600円割引
	前納（1年分をまとめて納める）	16万5,650円	3,550円割引

口座振替の申し込み・手続き

必 要 書 類 年金手帳・預貯金通帳・金融機関への届出印

注 意 事 項 事務処理の関係で手続き終了から口座振替の実施まで1～2ヵ月かかることがありますのでご了承ください。

申し込み先 預貯金口座をお持ちの金融機関または社会保険事務所

★学生の皆さん「学生納付特例制度」の申請をお忘れなく（毎年度申請が必要です）

学生は、一般的に収入が無かったり、少なかったりしますので、国民年金保険料を納めるのが困難な場合があります。そのため、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

20歳で国民年金に加入された学生、今年の3月まで「学生納付特例制度」が承認されていた学生、申請を忘れていた学生、社会人から学生になられた方は、保健医療課国保年金係、または各支所市民課・市民生活課で申請してください。学生納付特例は4月から翌年の3月までで、申請が遅れてもさかのぼって認められます。手続きには、年金手帳と学生証（コピー可）または在学証明証が必要です。

■お住まいが変わったときは住所変更の届出を！（社会保険庁からのお知らせ）

社会保険庁では、被保険者のサービス向上のため、「裁定請求書の事前送付」や「年金見込額の提供」を直送しています。今後、年金加入記録を通知する「ねんきん定期便」などの取り組みを行うためにも正確な住所が必要になります。

「ねんきん定期便」の導入にあたっては、基礎年金番号で管理している記録に基づいて実施することとしていることから、年金記録の整備や住所記録の整備を進めているところですが、ご本人の届出がなければ判明しないケース（年金手帳記号番号や基礎年金番号の複数所持）や、転居などによる住所変更は、お早めの届出をお願いします。

★老齢福祉年金を受給されている方へ

4月は老齢福祉年金の受け取り月です。4月11日以降に希望された支払郵便局に国民年金証書・印鑑などを持参して手続きをしてください。受領後は次回の年金（8月期）を受けるため、お早めに国民年金証書を広島社会保険事務局（〒730-8602 広島市中区鉄砲町8-18）に提出してください。

問い合わせ 保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158または各支所担当課

公共施設の管理者が変まりました

財政課管財係 ☎0824-73-1124

平成19年度から次の表のとおり、新たに38の公共施設が指定管理者による管理運営になりました。（このうち2施設は指定管理者の変更です）

これまでと申込方法、問い合わせ先などに変更がある場合がありますので、ご確認ください。

集会施設以外

施設の名称	指定管理者	申込等問い合わせ先	その他主な変更点など
敷信みのり保育所	(株)敷信村農吉 ☎0824-72-7634	保育所直通 ☎0824-72-0828 女性児童課 ☎0824-73-1192	月曜日から土曜日 7時30分～19時30分の保育可能(月～金の18時30分以降及び土曜13時以降は別途料金制度となります)
庄原市斎場	(株)備北祭典 ☎0824-72-8200	市民生活課 ☎0824-73-1154	使用申込や料金の支払方法は変更ありません。
西城斎苑		西城支所市民課 ☎0824-82-2124	
東城斎場		東城支所市民課 ☎08477-2-5126	
口和斎場		口和支所市民生活課 ☎0824-87-2112	
高野斎場		高野支所市民生活課 ☎0824-86-2115	
比和斎場		比和支所市民生活課 ☎0824-85-3001	
総領斎場		総領支所市民生活課 ☎0824-88-3063	使用申込や料金の支払いが総領支所となります。
上野総合公園 (陸上競技場及びその周辺区域)	特定非営利活動法人 ポラーノ ☎082-292-2654	☎0824-72-7201	平成19年4月1日から新たにオープンしました。
比和農林業振興 支援センター	(株)庄原市農林振興公社 ☎0824-72-5090	☎0824-85-2113	交流施設の利用は1時間当たり1,000円です。
西城共同作業場	大富農機具施設管理組合	☎0824-82-2063	
ほたる見公園	大月自治振興協議会	☎0824-87-2513	
庄原市ふれあい センター	社会福祉法人 庄原市社会福祉協議会 ☎0842-72-7120	ふれあいセンター ☎0824-75-0301 市民生活課 ☎0824-73-1154	通常の使用方法は変更ありませんが、目的外使用(営業で使う場合など)の申込先は市民生活課になります。
たかの温泉神之瀬 の湯	社会福祉法人 庄原市社会福祉協議会	☎0824-86-2251	料金・開場時間など変更ありません。
庄原北公園	庄原市総合サービス(株) ☎0824-75-0600	☎0824-72-8000	申込先は庄原市総合体育館となります。
西城創造の村	庄原市西城創造の村	☎0824-72-2707	
口和スポーツ センター	庄原市口和スポーツ センター管理組合	☎0824-87-2563	
庄原市運動広場	庄原市総合サービス(株)	☎0824-72-8000	申込先は庄原市総合体育館となります。
総領テニスコート	(株)里山総領	☎0824-88-7088	夜間照明カードは総領支所総領生涯学習係でご購入ください。(2時間1,000円)
高野高原スキー場	南自治振興区	☎0824-86-3004	

自治振興区の活動拠点や地域の集会施設として利用されている18の施設は、それぞれ自治振興区などの地元団体が指定管理者として管理運営します。

集会施設

施設の名称	指定管理者	以前の施設名称
庄原自治振興センター	庄原自治振興区	庄原公民館
高自治振興センター	高自治振興区	高公民館
本村自治振興センター	本村自治振興区	本村公民館
峰田自治振興センター	峰田自治振興区	峰田公民館
敷信自治振興センター	敷信自治振興区	敷信公民館
東自治振興センター	東自治振興区	東公民館
山内自治振興センター	山内自治振興区	山内公民館
北自治振興センター	北自治振興区	北公民館
金田集会所	金田自治会	金田集会所 □和公民館・金田分館
竹地谷集会所	竹地谷自治振興会	竹地谷集会所 □和公民館・竹地谷分館
宮内ふれあいプラザ	宮内自治振興区	宮内ふれあいプラザ □和公民館・宮内分館
湯木ふれあいプラザ	湯木釜峰振興会	湯木ふれあいプラザ □和公民館・湯木分館
常定集会所	常定振興区	□和公民館・常定分館
竹地本谷集会所	本谷自治振興区	□和公民館・竹地本谷分館
大月集会所	大月自治振興協議会	庄原市□和教育会館 □和公民館・大月分館
高野湯川コミュニティセンター	湯川コミュニティセンター管理組合	上高公民館・湯川分館
高野和南原コミュニティセンター	和南原自治振興区	上高公民館・和南原分館
大久保集会所 児童遊園地	大久保集会所管理組合	

各施設の開館時間などが変わりました

施設名	開館時間・期間	備考
庄原市立図書館本館(田園文化センター)	10時～19時	開館時間の変更
庄原市立図書館西城分館 西城歴史民俗資料館・宮田武義記念館	13時30分～18時	開館時間の変更
□和郷土資料館	月・木・土曜日を開館	開館日の変更
庄原市水泳プール	7月1日～8月31日 13時～20時	開場時間・期間の変更
西城温水プール(水夢)	2月1日～10月31日 13時～20時	開場時間・期間と 使用料の一部を変更
リフレッシュハウス東城 (プール・トレーニングジム)	13時～20時	開館時間の変更
比和温泉施設(あけぼの荘)	10時～21時	宿泊の廃止
比和コテージ施設	4月1日～11月30日	開館期間の変更
鈿原キャンプ場	廃止します	
帝釈峡まほろばの里	4月1日～11月30日	開場期間の変更

「庄原市国民保護計画」 を策定

総務課行政係
☎0824-73-1123

ことを祈ります。

庄原市国民保護計画の概要

第1編 総論

基本方針、市の特徴など

第2編 平素からの備えや予防

平素からの組織・体制の整備、

訓練・啓発など

第3編 武力攻撃事態等への対処

初動体制、対策本部設置、警報・

避難指示の伝達、避難誘導、安否

情報など

第4編 復旧等

応急の復旧、災害復旧、費用支

弁など

第5編 緊急対処事態への対処

※計画の全文は、庄原市ホームペー
ジ (<http://www.city.shobara.hiroshima.jp>)

でご覧いただけます。

また、総務課

および各支所地域

振興課でも閲覧で

きます。



「庄原市国民保護計画」は、万
一の大規模なテロ（緊急対処事態）
や有事（武力攻撃事態）が発生し
た場合に、庄原市にいるすべての
人を保護するためのもので、平成
16年9月に施行された国民保護法
やその他の関連する法律、ジュネー
ブ条約などの国際人道法の精神、
広島県の国民保護計画に基づいて
策定しています。策定にあたって
は、24人の委員で構成された庄原
市国民保護協議会に諮問し、審議
をいただき、広島県知事の同意を
得ました。

国民保護は、万一の事態が発生
した際に、住民の生命、身体、財
産を守るものであり、戦争を肯定
するものではありません。庄原市
は、恒久の平和を願い、国際交流
などを通じて相互の理解を深める
よう努めるとともに、万一の事態
が発生したときのことを考えて、
市民の安全を最大限確保するため、
国民保護に取り組むものです。

この計画が実際に使われるよう
な事態が、これからも決してない

法務局の統廃合に反対の申し入れをしました

昨年12月15日、広島法務局民事行政部長から庄原市長に対し、「広島法務局庄原支局が三次支局に統合が予定されている」ことについて説明がありました。統合は平成20年2月頃の予定です。

これに対し、庄原支局が廃止されると、庄原市民に著しい不便をかけ、市民サービスの低下につながることから、庄原市長は反対の意向を伝えとともに、2月6日には市議会議長と共に法務省民事局を訪ね、法務大臣宛の申し入れ書により、法務局の統廃合計画を撤回するよう強く申し入れを行いました。

法務局の統合に 反対する理由

①統廃合の理由として、登記申請事件数15,000件未満、統合後の隣接庁舎までの所要時間が概ね30分以内という閣議決定に基づいた基準が示されていますが、平成17年3月末で合併した本市は、面積1,247平方キロメートルと広大なエリアを有しており、市東部の東城支所管内からは約90分の所要時間となること。

②現在、事業が進められている中国横断自動車道「尾道松江線」、生活貯水池「庄原ダム」、地域高規格道路「江府三次道路」などに係る登記事務にも影響が予想されること。

③法務局は、不動産登記業務以外にも、商業法人登記業務、戸籍業務、供託業務のほか、人権擁護委員会の事務局が設置され、市民の人権擁護の役割を担う重要な機関となっており、住民に身近で便利な行政サービスの提供が必要であること。

④公的機関の統廃合により、本市の都市機能の低下に繋がること。

肝がん



庄原赤十字病院
第1内科部長
鎌田耕治

肝がんになる人の9割以上はB型およびC型肝炎ウィルス陽性者から発生するといわれています。これらのウィルスの持続感染により、慢性肝炎から肝硬変へ進展し、発がんリスクが高まるといわれています。またアルコール性肝硬変の人や非アルコール性脂肪肝の一部の人で非アルコール性脂肪性肝炎へ進行し、肝がんの診断と治療について話をします。

診断
自覚症状がほとんどの場合ないため、定期的な血液検査や画像診断が早期発見の力を握ります。特に肝炎ウィルス陽性者は、以下の検査を定期的に行うことが必要です。
腫瘍マーカー（アルファフェ

トプロテインなど）や腹部超音波検査、コンピュータ断層撮影（CT）、腹部血管造影検査など。肝がんは動脈血流が豊富な腫瘍であることが特徴的であるため、CTや血管造影検査では病変部は造影剤により染まってきます。

治療法

肝がんの治療は前述のように肝硬変を発生母地としていくことが多いので、肝機能が悪い人が多いのが現状です。よって肝機能とがんの進行度（腫瘍径、腫瘍個数、血管への浸潤、肝外への転移の有無）によって治療選択が異なります。手術は肝機能が良好で、がんの進行程度が比較的低い人に行われます。内科的治療には大きく経皮的局所壊死療法、経力テールの療法、全身化学療法などがあり、比較的肝機能が悪い人でも施行できます。

1、経皮的局所壊死療法

超音波装置で病変部を描出しながら、病変部に針を穿孔し治療を行う方法で、がんの進行が比較的軽い人（腫瘍径3cm以下、腫瘍個数3個以内）に行われます。

①エタノール注入療法―エタノールを病変部に直接注入

し凝固壊死させる治療法です。

②ラジオ波焼灼療法―針から出る電磁波によって焼灼する方法です。一回の治療により直径約3cmの焼灼範囲が得られます。図1はラジオ波焼灼療法前後のCT写真ですが、治療後病変部が黒い領域（壊死範囲）に置き換わっているのがわかると思います。

2、経力テールの療法

①動脈化学塞栓術―カテーテルを肝動脈まで挿入し、抗がん剤とリポドールやゼラチンスポンゼルといった塞栓物質を注入し、病変部に抗がん剤を詰め込む治療法です。経皮的局所壊死療法の基準を超えるような腫瘍径が大きく、腫瘍個数の多い人が適応となります。

図2は動脈化学塞栓術前後の写真ですが、治療後病変部がリポドールにより白くなっているのがわかると思います。

②持続的肝動注化学療法―動脈化学塞栓術で治療効果が不十分であったり、血管への浸潤が認められる状態の人に、カテーテルを体内に

埋め込んで（リザーバーカテーテル）定期的に数種類の抗がん剤を注入する方法です。最近では、インターフェロンとの併用も有効であると報告されています。

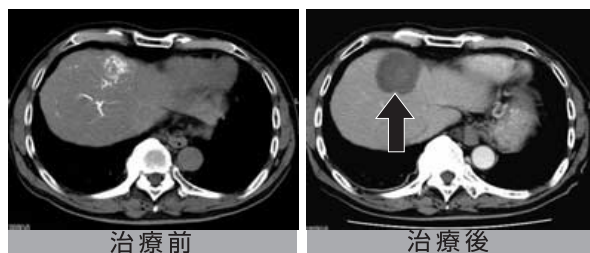
再発予防

肝がんは再発率が高いことから、治療後も厳重な定期検査（血液検査、超音波、CT）が必要です。また再発予防の効果を目指して、C型肝炎に対するインターフェロン療法や肝庇護療法、B型肝炎に対する抗ウィルス療法（ラミブジンなど）が重要と考えられています。

おわりに

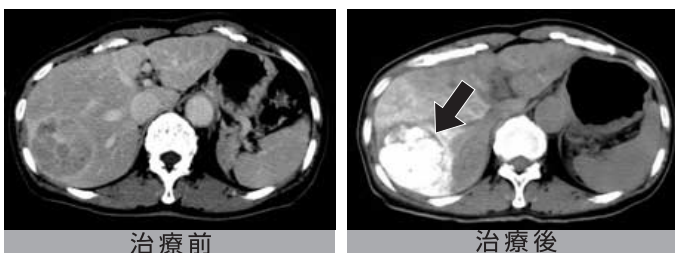
肝がんは前述のようにウィルス性肝炎陽性者からの発がんが顕著であることより、ウィルス性肝炎の治療は非常に重要になります。最近ではC型肝炎に対するインターフェロン療法として、週1回投与のペグインターフェロンやリバビリンの使用が可能となり、年齢、ウィルスの状態（タイプ、量、肝炎の進行度）に応じて様々な投与方法があります。お早めに各病院でご相談ください。

(図1) ■ラジオ波焼灼療法前後のCTの比較



治療後、病変部は焼灼により黒く変化している

(図2) ■動脈化学塞栓術前後のCTの比較



治療後、病変部は薬剤注入により白く変化している

各地で行われたイベント&話題を紹介するコーナーです。

可憐な花で里山が賑わう 春へといざなう「節分草」公開

旧暦の節分の頃に咲くことから名付けられた節分草が、今年も総領町の自生地でも可憐な花を咲かせました。

唯一南向きにある自生地の節分草が開花する2月中旬から約1ヵ月間、7ヵ所の自生地で開催されました。「今年も来ました」「来年も来ます」と言われる方も多く、遠くは京都府、長崎県など県外からも観光客が訪れ、可憐な花が群生する様子を鑑賞したり、写真を撮ったりして、春を待つ里山が賑わいました。

公開期間中は、毎日、NPO法人節分草保存会のメンバーや節分草ボランティアガイド“花守り”が節分草の説明や公開地の開花状況を案内し、地域の方が出店されたバザーや、毎週土・日曜日には節分草に関する各種教室も好評でした。



ボランティアガイドが節分草を説明



学生の調査・研究を地域振興に 県立広島大学が公開卒論発表会

卒業論文を大学内だけでなく、広く市民に向けて発表し、地域課題の解決に貢献しようと、県立広島大学の生物資源管理学科の公開卒論発表会が2月27日、JA庄原会議室で行われました。

学科内で選抜された10人は、庄原市をはじめ県北地域で調査研究したデータを基に作成した卒業論文を発表し、発表者以外の学生もポスターで研究の成果を展示しました。

参加した地域住民による審査の結果、「品揃えを中心とした農産物直売所の現状と課題」と題して、午前の買い物客は品目数を重視し、午後の買い物客は数量を重視していると調査結果を発表した勝又のぞみさんに最優秀賞が贈られました。

審査に参加した㈱庄原市農林振興公社の矢吹正直本部長は「自ら実験をしたり、よく調査・研究をしたり、レベルの高い卒業論文だった。これからも学生の力を借りて、地域振興を図りたい」と話していました。



研究成果をスクリーンに映しながら発表

見て・聞いて・触れて 木質バイオマスを知る しょうばらバイオマスフォーラム



市やNPO法人森のバイオマス研究会では、多くの皆さんに木質バイオマスについての理解を深めてもらおうと3月3日、庄原市ふれあいセンターで「しょうばらバイオマスフォーラム」を開催しました。

フォーラムでは、木質バイオマスの利活用・地域活性化に関する基調講演やパネルディスカッションが行われたほか、ペレットストーブの展示やウッドクラフト教室、薪で焼いたピザの販売なども。

会場には約250人が訪れ、木質バイオマスを見て、聞いて、触れて楽しむ一日となりました。



ペレットストーブの展示

ありがとう 小鳥原小学校 休校式で131年の歴史に幕

児童数の減少が深刻化し、平成18年度で休校となる小鳥原小学校で3月25日、最後の卒業証書授与式と休校式、思い出を語る会が行われました。

小鳥原小学校は、明治5年の学制公布から3年後の明治8年、民家を借りて授業が行われたとの記録があり、児童教育に対する地域の熱意によって、いち早く義務教育の基礎がつくられたと伝えられています。以来131年に亘り、西城町の小鳥原と高尾の地に教育の灯をともし、1399人の卒業生を送り出してきました。

休校式では児童を代表して6年生の松尾里奈さんがお別れの言葉を述べ、最後に全員で校歌を歌いました。

また、地元実行委員会主催の「思い出を語る会」が開催され、小鳥原小学校の歴史を記録したDVDが上映されました。

長年地域の生涯学習と文化活動の拠点でもあった小鳥原小学校は、学校関係者の努力と地域をあげての支援に支えられ、独自の歴史と伝統を築いてきました。とりわけ、小鳥原みどりの少年団と育成会による森林学習、森林活動、花壇づくり、美化活動、交通安全啓発などの活動は、全国的にも高く評価され、西城地域のまちづくりに大きく貢献してきました。



熱心にメモをとる受講者

山内首藤家文書から日本の歴史を学ぶ 田園文化センター「郷土史講座」

「山内首藤家文書を読む」と題し、田園文化センターの武田祐三館長による「郷土史講座」が1月20日から3月3日まで、4回シリーズで開催されました。

当初の定員20人を大幅に上回る43人が受講。武田館長は山内首藤家文書を解説したり、スライドで写真を映したりしながら、当時の出来事や地域の歴史を紹介しました。

参加した高根義子さんは「専門的な話しが聞け、地域の歴史を学ぶ上でとても魅力的な講座だった」と喜んでいました。

乾燥注意報発令中！有事に備える 庄原市消防団高野方面隊林野火災訓練

3月4日、高野町下門田アップルロードで、消防団高野方面隊下地区下分団が、庄原消防署高野出張所の協力により、林野火災の想定訓練を実施しました。

暖冬により、例年よりも早い時期から空気が乾燥しており、市内でも林野火災が数件発生する中、有事を想定したポンプ中継を主とした訓練となりました。発見通報により現場へ急行し、消防署ポンプ車から順次3支部のポンプへ中継送水し、火点にみたてた発煙筒に向け放水を行いました。この後、中継送水における消防ポンプの的確な操作について、機関員講習を行い、ポンプ操作の習熟を図りました。

参加した若い団員は、「慌ててしまいホースの延長に手間取った。実際にはこの僅かな時間のロスにより延焼し、初期消火ができなくなる事を痛感した」と話していました。



火点に向け放水

地域住民が子どもたちとの交流を楽しむ

比和保育所でひなまつり交流会

3月6日、比和保育所で地域住民と子どもたちとの「ひなまつり交流会」が開催されました。

これは、地域住民の皆さんに日ごろの子どもたちの様子など直接触れ合ってもらい、保育所の運営に理解を深めてもらおうと、定期的に行われる世代間交流事業の一つ。

交流会の会場には、子どもたちが一生懸命作ったかわいいらしいひな人形が飾られ、楽しいゲームや出し物など、子どもたちも地域の皆さんも笑顔いっぱい、交流を深めました。

参加者は「初めて参加しましたが、子どもたちの生き生きした姿を見て感激した」「子どもたちから元気をたくさんもらうことができた」と笑顔で話し、比和保育所の藤川所長は「平成19年度も継続して交流事業をやっていくので多くの皆さんに参加していただきたい」と話していました。



笑顔いっぱい健康づくり 口和ソフトバレーボール大会



第4回口和ソフトバレーボール大会(体育協会口和支部主催)が2月25日、口和中学校体育館で開催されました。青年会や町内自治会など6チーム約70人が参加して、予選リーグを行い、決勝リーグへと熱戦を繰り広げました。

健康づくりや交流を目的に、初心者や久しぶりにスポーツをする人なども多く参加し、準備体操の時から「はーはー・ゼーゼー」と息を切らしながらも、「スポーツは楽しい」と、笑顔あふれる和やかな大会になりました。

体育協会口和支部は一年通してソフトボール・グラウンドゴルフ・駅伝・バレーボールと各種大会を運営し、口和地域の健康推進に取り組んでいます。スタッフは「来年度は参加者をさらに増やそう」と話していました。

〔主な成績〕1位 SHANKS
2位 まんぼう
3位 宮内スイス村A

高校生の絵画と書道が50点 東城高校生徒作品展

3月1日から9日まで、東城支所1階ホールで東城高校による絵画と書道の作品展が開催されました。美術と書道を選択している1年生と、美術部・書道部員25人の作品を展示。若さあふれる50点の作品が、訪れる人を魅了しました。

絵画を出展した2年生の岡崎未来さんは「満足のいく作品にならなかったものもありますが、楽しんで作ることができました。将来は絵に係わる仕事がしたい」と話し、書を出展した1年生の須田修右くんは「偉人の書いた字を臨書することにより、その人の考え方や思想が少しでも理解でき、またその人に近づけるようになりたい。日々練習を重ね、集中力や追求心を高め素晴らしい作品と思えるものを書いていきたい」と話していました。

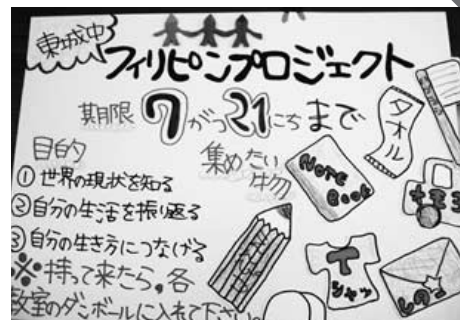


フィリピンの子どもたちを支援 東城中学校がボランティア優秀賞

フィリピンのスラム街に暮らす子どもたちへ文具や衣服などを届ける支援をしてきた東城中学校が、第1回「SYD ボランティア奨励賞」で優秀賞を受賞しました。

3年前に「ボランティア・アクションinフィリピン」に参加した上山晋平教諭が、フィリピンのストリートチルドレンなどについて道徳の授業を行ったことをきっかけに、全校でフィリピンの現状について学んだり、生徒会と学級委員会が中心となって学校や地域全体に支援物資の提供を呼びかけたりしています。平成18年度は、1100点以上の物資を届け、生徒会長がフィリピンに行き、現地の子どもたちと交流し、朝会や文化祭などで体験発表を行いました。

生徒会執行部は「この受賞を励みに、今後もこの活動を通して、見てきたこと、知ったこと、世界の現状を多くの人に伝えていきたい」と話していました。



赤ちゃん和絵本との出会いを応援 西城公民館が“ブックスタート”

3月17日、西城図書館で第3回「ブックスタート」が開催されました。

「ブックスタート」とは、イギリスで始まった赤ちゃん和絵本との出会いを応援する運動で、日本でも多くの自治体に広がっており、西城公民館では平成17年度から、西城で生まれた0歳児に絵本をプレゼントしています。

今回対象となったのは、平成18年4月から9月までに生まれ

た赤ちゃん7人。この日、西城地域で活動している絵本の読み聞かせグループ「お話し会ダンボ」によるお話し会が行われ、親子は絵本を読むことの楽しさを体験した後、一人一冊ずつ絵本のプレゼントを受け取りました。

対象者の一人麻田恵子さんは、「読書は子どもの心の成長に大きな影響があるといわれています。自分の声で本を読み聞かせてあげることで子どもと心のふれあいを深めていきたい」と話していました。



からだ和自然にやさしい農業を学ぶ 「神の瀬工房」が講演会

からだ和自然にやさしい農産物の生産・販売を目指そうと、高野の農業グループ「神の瀬工房」が2月25日、緑の村文化センターで農業講演会を開催しました。

化学肥料や農薬を使用せず、ボカシ肥で安心・安全な農産物の生産に取り組んでいるNPO法人百匠倶楽部理事の後藤清人さんは「確かな次世代農業を目指す“自然生態系耕土農業”への取り組み」と題し講演。地元生産者など約40人が参加しました。



熱く語る後藤さん

後藤さんは自らの経験を基に、「ぼかし肥によって土中の微生物のバランスをとれば、安全でおいしく栄養分たっぷりの農作物が育つ」と、作物ごとに栽培方法を紹介し、生産者と意見交換しました。

昨年から、ボカシ肥の使用を始めた「神の瀬工房」の代表中原健二さんは「ミニトマトなど糖度が高く市場での評価も高かった。今年は、さらに生産量を増やし、消費者の要望に応えたい」と話していました。



あっぱれ! 庄原

全国レベルの大会出場者、全国・県レベルの大会、市が共催する各種大会などの上位入賞者を掲載します。

該当する方の情報は情報推進課広報統計係(☎0824-73-1159)までお寄せください

全国大会

第19回昭和新山国際雪合戦大会(2月24日・25日、北海道壮瞥町)

- 一般の部
- 第2位 赤い彗星(高野)
- レディースの部
- 第3位 美異茄子(高野)



折り紙ヒコーキ大会(2月25日・庄原市総合体育館)

市大会など



第15回全国小学生作文コンクール 入選
三浦由紀(川北小6年)



幼児の部

- 1位 松田彩花(東本町)
 - 2位 池田はるか(高門)
 - 3位 住吉陽斗(戸郷)
- 小学校低学年の部
- 1位 竹明竜太郎(七塚)
 - 2位 山本峻輔(川北)
 - 3位 吉村祐美(川手)
- 小学校高学年の部
- 1位 渡部恒介(宮内)
 - 2位 曾根田和志(東本町)
 - 3位 毛利安寿水(上原)
- 一般の部
- 1位 武原正治(三日市)
 - 2位 竹明孝浩(七塚)
 - 3位 渡部哲志(宮内)

「ホットライン西城」が優秀賞

平成18年度オフトーク通信
番組コンテスト

地域情報化推進協議会が主催する全国オフトーク通信番組コンテストの企画番組部門で、西城のオフトーク通信「ホットライン西城」の番組「行政Q&A よくわかる税金シリーズ①」が、優秀賞を受賞しました。

この番組は、新年度のはじめに住民の方から多く寄せられる税金などの公共料金に関する問い合わせに分かりやすく応えようと、西城支所で放送劇のシナリオを作成。税金を担当する市民課と、公共料金の受け取りを担当する地域振興課が合同で制作を行ったものです。

さとやま駅伝大会

第17回さとやま駅伝大会(庄原市スポーツ少年団主催)が3月4日、国営備北丘陵公園で開催されました。

この大会は、市内のスポーツ少年団の交流を図ろうと、野球やバレーボールなど10種目、45団体から89チーム約500人が参加。各種スポーツ少年団が一堂に会する年に1回の交流を楽しみました。



番組の収録

番組放送終了後、公共料金に関する問い合わせはほとんどなくなり、職員一人ひとりが真剣に考え、分かるように伝えることの大切さ、行政と地域をつなぐ情報伝達の重要性を改めて実感することになりました。

みんなで作ろう 交通事故のない安全なまち

市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154

5月11日(金)から5月20日(日)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。一人ひとりが交通安全を意識して、未然に交通事故を防ぎ、安全な毎日を送りましょう。

春の全国交通安全運動の 3つの重点

飲酒運転の根絶

昨年の県内における飲酒運転事故の発生件数は298件で、このうち死亡事故は13件です。重大事故につながる飲酒運転は、完全に根絶しなければなりません。

飲酒運転を根絶するためには、お酒を飲む人、飲まない人に関わらず、「飲酒運転は絶対しない、させない」という心構えを持つことが必要です。

自転車の安全利用の推進

昨年、県内で自転車を利用中に亡くなられた方は25人。安全不確認などが主な原因です。

自転車を利用する際は、ルールとマナーを守りましょう。

シートベルトとチャイルドシートの 正しい着用の徹底

県内のシートベルトの着用率は運転席が94.7%、助手席が84.2%、後部座席が53%です。チャイルドシートは55.3%です。これらの着用は、事故から身を守る命綱になります。

車に乗るときは、運転手や助手席はもちろんのこと、後部座席でもシートベルトを着用しましょう。また、6歳未満の子どもには、必ずチャイルドシートを着用させましょう。

子どもたちの安全を守ろう

春は、新入学児童・生徒が慣れない道を通ることが多く、登下校時などの交通事故が心配されます。

悲惨な交通事故をなくしていくために、子どもの飛び出しに注意するなど、交通事故防止に努めましょう。

●飛び出しに注意！

小学校や幼稚園、公園などの付近では、子どもがいつ飛び出してくるか分かりません。周囲の状況を把握し、スピードを落とし一時停止や徐行するなど、普段以上に安全運転に心がけましょう。

●チャイルドシートの活用

子どもの交通事故のうち、ほぼその半分は乗車中に起こっています。車に乗せるときは特に安全運転に心がけ、チャイルドシートやジュニアシートを活用しましょう。

●家庭での交通安全指導

実際に通学路を歩いて横断や安全確認の仕方、注意すべき場所などを具体的に話し合い、道路では遊ばせないようにしましょう。

また、家を出るときは「車に気を付けて」とひと声かけてあげましょう。

●安全な服装

雨や雪の日には、普段より安全で歩きやすい服装や持ち物を持たせ、帰りが夕方など遅くなるときは、反射材用品を身体や持ち物に着用させましょう。

犯罪被害から子どもを守ろう

学校安全ボランティア（スクールガード）養成講習会が2月24日、庄原市総合体育館で開催され、教職員や地域住民約60人が参加しました。

講習会では、学校安全マップづくりなどの講義や演習、通学路の点検が行われました。

スクールガード養成講習会で通学路を点検▶



生活相談

身体障害者

定期相談(判定)会

〔聴覚〕 4月19日(木)

受付13時～14時

ところ 備北地域事務所第3庁舎

※1週間前までに社会福祉

課障害者福祉係

☎0824-731-1210

へ予約してください。

人権相談(特設)

各地域で人権擁護委員が

相談に応じます。

●庄原地域

とき

4月10日(火)・24日(火)

5月8日(火)

13時30分～16時30分

ところ

庄原市ふれあいセンター

●東城地域

とき

5月10日(木)

13時30分～16時30分

ところ

東城町老人福祉センター

●西城地域

とき

5月10日(木)

13時30分～16時30分
ところ 西城公民館

●高野地域

とき

4月10日(火)

10時～15時

ところ

高野支所

●総領地域

とき

4月10日(火)・5月10日(木)

9時～12時

ところ

総領健康福祉センター

問い合わせ

庄原人権擁護委員協議会

☎0824-721-0311

定期巡回児童相談

備北こども家庭センター

が子育てに関する相談に応

じます。

●庄原地域

とき

4月19日(木)

10時～15時

ところ

庄原市ふれあいセンター

●東城地域

とき

4月27日(金)

10時～15時

ところ

東城支所

※1週間前までに予約して

ください。

庄原地域
女性児童課子育て支援係
☎0824-731-0051

東城地域

東城支所保健福祉課福祉係

☎08477-215131

保健

精神保健福祉手帳・

自立支援医療(精神通院)の

申請窓口が変わります。

これまで精神保健福祉手

帳・自立支援医療(精神通

院)の申請は庄原市保健セ

ンターで受付を行っていま

したが、4月1日から社会

福祉課(市役所別館1号内)

に変更します。

これは、障害者自立支援

法の施行により、身体障害

者・知的障害者・精神障害

者の福祉サービス体系が統

一されたのに伴い、障害者

福祉に関する申請・事務手

続きの窓口を統一し、利用

者の利便性の向上を図るも

のです。

なお、今回の申請窓口の

変更は本庁のみで、各支所

は変更はありません。

税務

固定資産税・

軽自動車税の減免

申請手続きは毎年必要で

す！

次に該当する場合は、固

定資産税・軽自動車税の減

免を受けることができます。

減免を受けようとする場合

は、毎年、納期限の7日前

までに税務課または各支所

へ減免申請書を提出してく

ださい。第1期の納期限は

5月31日(木)です。

(固定資産税)

●公私の扶助(※1)を受

けている人が所有する固定

資産

●公益のために直接専用す

る固定資産税(有料の場合

を除く)

また、精神障害者の保健

などに関する相談・支援窓

口は引き続き庄原市保健セ

ンターで行いますので、お

●災害などにより著しく価

値が減少した固定資産

※1 生活保護法に規定す

る扶助や、社会事業団、親

類や近隣などの扶助

申請に必要な書類など

・減免申請書

・印鑑

・その他減免を必要とする

理由を証明する書類

(軽自動車税)

●貧困により公私の扶助を

受けている人が所有する軽

自動車

●身体や精神に障害があり、

歩行が困難な人が運転する

軽自動車(手帳の交付を受

けている人)

●身体や精神に障害があり、

歩行が困難な人のために生

計を一にする人や常時介護

者が運転する軽自動車

●身体障害者などが利用す

るため、車椅子の固定装置

や昇降装置などの特別な構

造変更がされている軽自動

車

※自動車税(県税)の減免を

受けられる場合は、軽自動

車税の減免は受けることが

できません。

申請に必要な書類など

お知らせ

・減免申請書
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など
・運転免許証、印鑑
・その他減免を必要とする理由を証明する書類
問い合わせ
税務課資産税係
☎0824-73-1114
または各支所市民課・市民生活課

催し

帝釈峡湖水開き

国定公園帝釈峡で1年の安全を祈願するほか、各種イベントを開催します。
とき 4月29日(日)
ところ 帝釈峡神龍湖
問い合わせ
帝釈峡観光協会
☎08477-210525

しあわせ館まつり

子どもも大人もみんな集まって元気を分かち合うお祭りです。しあわせ館の活動発表、手作りパン・そばの販売、作品展示、ステージ発表(歌・踊り・楽器演奏)

など。
とき 4月22日(日)
10時～15時
ところ 西城保健福祉総合センターしあわせ館
問い合わせ しあわせ館
☎0824-82-2202

おっぱら文化伝承講座
「野草もちつき・山菜を食べる」

比和の自然が育む野草を使ったもちつき体験や山菜料理が楽しめるイベントです。
とき 4月29日(日)
10時～14時
ところ おっぱらふれあいの里越原
定員 30人
参加費 2,000円
問い合わせ
比和支所地域振興課
☎0824-85-3000

吾妻山四季めぐり鑑賞会

年間を通じて吾妻山一帯を舞台にした四季の移ろいを楽しむイベント「春編」です。
とき 5月13日(日)

10時～14時30分
集合場所 休暇村吾妻山
参加費 1,000円
問い合わせ
休暇村吾妻山
☎0824-85-2331

募集

県民の森自然観察

四季折々の表情を見せる比婆山と近郊の山々を専門家の説明を聞きながら散策します。県民の森のホテルに宿泊し、地元の食材をふんだんに使った、旬菜懐石料理も楽しめます。
○比婆山と帝釈峡の自然観察
帝釈峡で野鳥の観察。ぶなの芽吹きと山桜を観察
とき 4月20日(金)・21日(土)
○比婆山と船通山の自然観察
船通山を登山。ぶなの花・様々な草花の観察
とき 5月11日(金)・12日(土)
参加費
一人 11,000円
二人ペア 20,000円
1泊3食(2日目昼食弁当

付き)
定員 30人
申し込み・問い合わせ
県民の森公園センター
☎0824-84-2011

高原の家七塚自然観察

○山野草料理教室
自然の恵みに感謝し、山野草料理に挑戦する。
とき 4月28日(土)10時～
ところ 高原の家七塚
会費 3,000円
(昼食・教材費・保険料含む)
定員 30人(エプロン持参)
応募締切 4月24日(火)
○七塚原自然探検
七塚原高原近郊を、五感を使い探検する。
とき 4月28日(土)・29日(日)
1泊2日
ところ 高原の家七塚
会費 4,000円
(宿泊費など全ての費用を含む)
定員 30人
応募締切 4月24日(火)
問い合わせ
高原の家七塚



要約筆記者講座

要約筆記とは 難聴者(耳の聞こえない・聞こえにくい方)のために、講演、会議、集会などの場に向いて、パソコンや手書きで話者の話を文字(短い要約文)に変えてスクリーンに映し出す作業をすることです。体験受講も歓迎しますので、お気軽に見学にお越しください。
とき 第3を除く土曜日13時30分～17時
ところ 市民会館
問い合わせ
庄原市要約筆記サークル
「ともしび」事務局(藤原)
☎0824-72-4527
社会福祉課障害者福祉係
☎0824-73-11210



その他



重度障害者在宅 介護手当を支給

在宅で、重度の障害者を
常時介護されている方に介
護手当を支給します。支給
額は月額4,000円です。

【対象障害者等】

- ① 5歳以上65歳未満の方で
次のいずれかの手帳を所持
している障害者
 - ア 身体障害者手帳1級1
種
 - イ 療育手帳○AまたはA
ウ 精神障害者保健福祉手
帳1級
 - ② 市が定める基準により重
度と判定された方
 - ③ 次のいずれの手当も受給
されていないこと（障害者
および介護者）
 - ア 特別障害者手当
 - イ 障害児福祉手当
 - ウ 経過福祉手当
 - エ 特別児童扶養手当
 - オ 庄原市在宅高齢者家族
介護慰労金
- 詳しくは、社会福祉課
障害者福祉係 ☎0824-

特別弔慰金の手続き

73-1210）または、
各支所民生活課・保健福
祉課にお問い合わせくださ
い。

戦没者などの遺族に対す
る特別弔慰金法が改正され、
戦没者などの死亡当時のご
遺族のうち、平成17年4月
1日において、公務扶助料、
遺族年金などの受給権を有
する方がいない場合に、国
として弔慰の意を表すため
に、特別弔慰金として額面
40万円、10年償還の記名国
債が支給されることになり
ました。

特別弔慰金を受給するに
は請求手続きが必要ですの
で、対象者で請求されてい
ない方は、社会福祉課また
は各支所担当課へお問い合
わせください。

○対象者

- 次の順番による先順位の
ご遺族お一人
- 1、弔慰金の受給権者
 - 2、戦没者などの子
 - 3、①父母 ②孫
 - ③祖父母 ④兄弟姉妹
- （戦没者などと生計関係を

有していなかった方、平成
17年4月1日において婚姻
により姓が変わっている方、
または遺族以外の方と養子
縁組をしている方は除かれ
ます。）

- 4、上記3以外の①父母
- ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉
妹
- 5、上記1から4以外の三
親等内の親族

（戦没者などの死亡時まで
引き続き1年以上生計関係
を有していた方に限られま
す。）

○必要なもの

- ① 印鑑
- ② 戸籍など各書類（請求順
位によって異なります。）

○請求期限

平成20年3月31日

お問い合わせ

社会福祉課障害者福祉係
☎0824-73-1210

市道の草刈りに交付金

市では、市道の草刈りを
地域ぐるみで実施された地
域団体に對して、片側延長
1mにつき7円の交付金を
交付する制度を設けていま
す。

この制度を利用される場合
は、受付期間内に、建設課
または各支所環境建設課へ
申請してください。申請用
紙は、各担当課に準備して
います。

受付期間 4月24日（火）～

5月31日（木）

お問い合わせ

建設課管理係
☎0824-73-1150

緑の募金に協力を あなたの善意が 「みどり」を守ります

広島県みどり推進機構庄
原支部では、今年も緑の募
金活動を4月から5月にか
けて行います。

この募金は「緑の募金に
よる森林整備等の推進に関
する法律」に基づき実施す
るもので、身近な緑の環境
づくりの推進や、募金活動
を通して市民の皆さんへ
「みどり」の重要性を理解
していただくことを目的と
しています。

募金活動は、市内の学校・
保育所・公民館や関係団体
へ募金を依頼するとともに、

市内の公共機関などへ募金
箱を設置することにより協
力をお願いしています。

ご協力をいただいた募金
は、地域で行う植樹活動や、
学校・保育所などの緑化事
業への助成金として活用さ
れます。昨年も協力いた
だいた募金を活用し、地域・
学校・保育所で取り組まれ
た植樹をはじめとする緑化
活動に対し助成を行いました。

今年も、募金を活用し、
緑化活動への助成を予定し
ていますので、希望される
団体はお問い合わせくださ
い。

問い合わせ

広島県みどり推進機構庄原
支部事務局（農林振興課振
興係）
☎0824-73-1132

在宅高齢者紙おむつ 購入助成券を交付

市では、紙おむつを必要
とする重度の要介護者を在
宅で介護している同居家族
などに対して、その経済的
負担の軽減を図るため、在
宅高齢者紙おむつ購入助成

お知らせ

券を交付しています。

■交付枚数

申請月と交付枚数は次のとおりです。(1枚3,000円分)

- (1) 4月から6月まで 25枚
 - (2) 7月から9月まで 20枚
 - (3) 10月から12月まで 15枚
 - (4) 1月から3月まで 10枚
- ※申請月とは、市役所で申請書を受理した日の属する月です。

■在宅高齢者の該当要件

- ① 市内に住所があり、現に居住し、紙おむつを必要とする状態にある人
- ② 申請時に、要介護認定で要介護3・4または5と判定されている人

■交付対象者

該当要件の①、②に該当する人を在宅で介護している同居家族で、申請時にその世帯が市民税非課税の場合に交付します。

※世帯の課税状況を把握するため、同居の判断は原則として住民票情報により行います。住所が同じでも住民票上で別世帯となっている場合は交付対象外となる場合があります。

※施設に入院・入所している期間などは使用できません。

※平成19年度から要介護認定で要介護3・4または5と判定されている介護者にも交付します。

■申請に必要な書類

- ① 在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付申請書(居宅介護支援事業者等の確認印が必要です。)
- ② 印鑑(申請書類は社会福祉課介護保険係・各支所担当課・市内居宅介護支援事業所にあります。)

■申請時期 随時
■問い合わせ 社会福祉課介護保険係
0824-731-1167
または各支所担当課

灰塚ダム

建設事業が完了

三次市三良坂町で実施していた灰塚ダム建設事業が、3月31日で完了しました。

今後は三次河川国道事務所灰塚ダム管理所が管理し、ダム下流域の洪水調節、環境保全・水道用水の補給

を行います。

ダム周辺には様々な施設を整備し、ダム本体内では展示室の常設やダム用エレベーターも利用できます。

問い合わせ 三次河川国道事務所灰塚ダム管理所
0824-444-4360

広島県政モニター募集

広島県では、アンケートへの回答や積極的なご意見ををお願いする県政モニターを募集しています。インターネットまたは郵便を利用してアンケートに回答していただきます。(1回3テーマ、年間3〜4回程度)
実施期間 平成19年6月1日〜平成20年3月31日
謝礼 アンケートの回答実績に応じて図書カードを進呈いたします。

募集締切

5月14日(月)(必着)

申し込み・問い合わせ

広島県総務部行政情報室
モニター募集係(広聴グループ)
082-513-2379(直通)
FAX 082-2224-4747
メール sougyoujou@pref.hiroshima.jp

082-513-2379(直通)
FAX 082-2224-4747
メール sougyoujou@pref.hiroshima.jp

広告

応募してみませんか?

「女性に機会を与える賞」

国際ソロプチミストアメリカ連盟の指針で「女性に機会を与える賞」にふさわしい人材の発掘に力を注いでおります。賞の応募者より審査の上数名の方に賞金を援助いたします。

下記の条件を満たしている方はぜひ応募下さい。またそのような女性をご存知の方は、ぜひご推薦下さい。

- 賞金 1位 5,000ドル(1名) (約50万円)
- 2位 3,000ドル(2名) (約30万円)

賞金は国際ソロプチミスト連盟(アメリカ)より授与されます。
※日本円は為替レートにより変動します。

●応募資格 ※下記全ての条件に当てはまる方

- ☐ 女性である。
- ☐ 扶養家族(子供・配偶者・親)に対し経済的負担を負っている。
- ☐ 職業・技術訓練課程、もしくは大学に在籍中か入学許可を得ている。
- ☐ 学業や職業上の目的を達成する強い意志を持っている。
- ☐ 経済的援助が必要である。

●応募締切 平成19年10月31日(水)

「ヴァイオレット・リチャードソン賞」

●応募資格

自分の住んでいる地域や世界をより良くするために、ボランティア活動に熱心に取り組んでいる14〜17歳の女性(応募時)。

●賞金

国際ソロプチミストアメリカ連盟より

1位 受賞者 1,000ドル(1名) 所属又は推薦団体 1,000ドル

国際ソロプチミストアメリカ日本西リジョンより

2位 50,000円(1名) 3位 30,000円(1名)

●応募締切 平成19年10月31日(水)



Soroptimist International of SHOBARA

国際ソロプチミスト庄原

事務局: 広島県庄原市東本町1-2-22 庄原商工会議所内
TEL(0824)72-2121(担当:横谷英子)

「100万本の春の花が織りなす
素敵なシンフォニー!!」
『春まつり』開催!

4月7日(土)～5月6日(日)
～期間中は毎日開園!～

備北丘陵公園 だより



備北公園管理センター

☎0824-72-7000

<http://www.bihoku-park.go.jp/>

また、今年は「音楽」に
こだわりの花畑「花の広場」
でのミニコンサートなども
新たに開催する予定です。
期間中の無料入園日
4月8日(日)、5月4日(祝)、
5月5日(祝)

期間中は太鼓や神楽の上
演、春の花を使った体験教
室など、イベントも盛りだ
くさんでお楽しみいただ
けます。

園内の花畑「花の広場」
には、ナノハナ・チューリッ
プ・ピオラ・ポピーなど約
15種類、約100万本の春
の花たちが、6月上旬まで
次々に咲き広がります。特
にピオラの花絨毯の上に咲
きあがるチューリップとの
花絵巻は春の公園を代表す
る景色のひとつです。

すっかり桜も見ごろを迎
え、いよいよ春満開!
備北丘陵公園の春の祭典
『春まつり』もいよいよ始
まります。



※5月5日(祝)は小・中学
生のみとなります。
主な花の見ごろ
ナノハナ
……4月上旬～4月中旬
チューリップ
……4月中旬頃
アイスランドポピー
……4月中旬～4月下旬
シャレーポピー
……5月中旬～6月上旬
ピオラ
……4月上旬～5月中旬
※花の開花は天候などによ
り前後する場合があります。



食彩館しょうばろ

ゆめさくら



☎0824-75-4411

【4月のイベント情報】

●庄原フォトコンテスト作品展

期 間 4月13日(金)まで

●おともだち展～ステンドグラス約40点の作品展

～ステンドグラス工房田総の里・

知的障害者授産施設かわせみの家

期 間 4月14日(土)～20日(金)

●ゆめさくら発 花とふれあいの旅～バスで市内の花めぐり

と き 4月15日(日) 10時～16時

ゆめさくら発着

定 員 20人 参加費 2,000円

●自然を見つめよう・・・細密画展示会

期 間 4月27日(金)～5月5日(土)

●田舎の味作り講座～野山の春を楽しもう

と き 4月29日(日) 9時30分～16時

定 員 20人 参加費 1,500円

「ふれあい市長室」の日程

■と き 4月14日(土)9時～12時

5月12日(土)9時～12時

■ところ 4月:東城支所 5月:口和支所

※公務により実施できない場合もあります。

※道路の改良・維持・修繕などの要望・陳情は、事業担当課
へお願いします。

■問い合わせ 情報推進課広報統計係

☎0824-73-1159

時悠館 春の企画展

☎08477-6-0161

考古学からみた庄原市の古墳時代

春のテーマ「前方後円墳の時代ー

大迫山第1号墳と唐櫃古墳ー」

期 間 4月28日(土)～6月24日(日)

ところ 時悠館研修室

お知らせ

犬・猫の引き取り

4月・5月の犬・猫の引き取りは、次の日程で実施します。なお、手続きには認印が必要です。持参してください。

	日 程	場所および時間
庄原地域	毎月第1～第4火曜日 4月10・17・24日 5月1・8・15・22日	東公民館……11時～11時10分 市役所車庫前……11時25分～11時35分 敷信公民館……11時50分～12時
西城地域	4月は第1・第3木曜日 4月5・19日 5月は第3木曜日 5月17日	西城支所……9時～9時10分
東城地域	4月は第1・第3木曜日 4月5・19日 5月は第3木曜日 5月17日	小奴可研修センター……9時40～9時50分 東城文化会館……10時20分～10時30分
口和地域	毎月第4木曜日 4月26日・5月24日	口和支所……11時40分～11時50分
高野地域	毎月第4木曜日 4月26日・5月24日	高野支所……13時20分～13時30分
比和地域	毎月第4木曜日 4月26日・5月24日	比和支所……13時50分～14時
総領地域	毎月第2水曜日 4月11日・5月9日	総領支所……9時40分～9時50分 (スクールバス駐車場)

西城・東城地域の5月は、第1木曜日が祝日のため定期収集がありません。

献血のご案内

献血をつぎのとおり実施します。皆さんのご協力をお願いします。

実施日	会場	受付時間
4月27日(金)	県立広島大学 庄原キャンパス	11時30分～15時

■問い合わせ 保健医療課医療係 ☎0824-73-1155

市民ギャラリー「アート多愛夢」情報BOX

市街地の空き店舗を活用した、各種展示ができる市民ギャラリーです。

5月の展示案内

- 全日本写真展2006 現代を撮る
9日(水)～12日(土)
10時～17時(5/12は10時～16時)
※入場無料
- 問い合わせ
庄原市文化協会事務局 ☎0824-72-4347(白川)
生涯学習課社会教育係 ☎0824-73-1188
商工観光課商工観光係 ☎0824-73-1179
※展示を希望される団体(または個人)はお申し込みください。使用料はいりません。

休日診療のご案内

4月・5月の休日診療については、次のとおりです。

■庄原地域

月 日	診療所名	電話番号
4月 8日(日)	毛利 医 院	0824-72-2863
15日(日)	備北ななつか病院	0824-75-2070
22日(日)	児玉(納) 医 院	0824-72-0147
29日(日)	林 医 院	0824-72-0121
30日(月)	戸 谷 医 院	0824-72-3131
5月 3日(木)	牧 原 医 院	0824-72-0057
4日(金)	河 本 医 院	0824-75-0311
5日(土)	笠 間 医 院	0824-72-0535
6日(日)	庄原赤十字病院	0824-72-3111

※庄原赤十字病院については、救急患者に限ります

■東城地域

月 日	診療所名	電話番号
4月 8日(日)	細 川 医 院	08477-2-0054
15日(日)	東 城 病 院	08477-2-2150
22日(日)	瀬 尾 医 院	08477-2-0023
29日(日)	こぶしの里病院	08477-2-5255
30日(月)	日 伝 医 院	08477-2-2180
5月 3日(木)	東 城 病 院	08477-2-2150
4日(金)	三上クリニック	08477-2-1151
5日(土)	こぶしの里病院	08477-2-5255
6日(日)	東 城 病 院	08477-2-2150

毎月9日は

くunchiichi

しょうばら丸日市

4月

花よりだんご! 桜まつり。
県北の食文化くunchiichi名物がいっぱい!



と き 4月9日(月)10時～14時

と ころ 中本町・下本町・中央通

出展者募集中! 詳しくは <http://kunchi-ichi.main.jp/>

市税 水道料金 下水道使用料

納付は口座振替が便利です

手続きは各金融機関の窓口でお願いします。



※残高確認も忘れないでください。

◎税 務 課 収 納 係 ☎0824-73-1145

◎下 水 道 課 管 理 係 ☎0824-73-1175

◎水 道 課 業 務 係 ☎0824-73-1197

人の動き (2月末日現在)

[住民基本台帳登載人口]

○人 □ 43,041人(前年比-676人)

男 20,424人(前年比-300人)

女 22,617人(前年比-376人)

○世帯数 16,247世帯(前年比-1世帯)

[外国人登録人口]

○人 □ 313人(前年比+4人)

広報日誌

し生雪リ えムを突想部ビ 激とにでえ係枠は輝慧戦加抜
た合近広て力つ如しのユあを他一はる者と県き星大した全国
れ戦い島いがけ成て坂1る与の俺健成のし大ま会たた各
て日将県まアた績い口で雑えチた闘績予て会しチで昭1各
く本来のしッリをな監、誌ていちをに想出3た1庄和2地
る一、したプす残か督中記いムが称、を場位。ム原新8予
予の庄べ。するしつが国者まにがえ大は。でこが市山チ選
感チ原ル。る時たた一電のし大んる会る雪連の準の国1選
が1市が「」、り選誰力イたきづと報が合盟チ優一際ムを勝
しムが上とチ、手も陸ン。なつと告に戦推1勝赤雪が勝
※まがらが 答1力が予上タ 刺こも会越関薦ムにい合参ち



鬼の供養塔／帝釈峽
おにのくわいとう
ていせきけつ

高さ10mにもおよぶ石柱は、帝釈天に命じられて雄橋、雌橋を造った陰陽二鬼様の供養塔といわれています。

おいしじんじや
生石神社／口和町永田

石の由来が2説あります。一つは、出雲の国にかよう馬子(まご)が、荷物片荷になったので、路傍にあった石を、片方に乗せて持ち帰ったといひます。もう一つは、出雲の国から火打石を持ち帰り、不思議にもこの石が年々大きくなっていくので、付近の人、これを神に祀り生石(おいし)神社と呼び、今日に至ったといひます。



ひじりいわ
聖岩／比和町三河内

比婆山の山頂にある岩と関係があるとされ、「年々いじりながら下りてきた岩」と伝えられ神聖な岩として信じられています。



鬼の唐門／帝釈峽
おにのからもん
ていせきけつ

帝釈川の支流にかかる天然橋。昔はこの支流が石灰洞をつくっており、後に洞の天井部が崩れ落ち、入口だけが残りました。地下水道の浸食の過程がわかる2窓になっています。現在は水が流れていませんが、大雨の後は川となりその水はまた地下水道へと流れていきます。



あかこいわ
赤子岩／比和町古頃

もとは90cm程度でしたが、年々大きくなり、高さ4.2m、周囲6mあまりになったと伝えられ、次第に成長していくことから「赤子岩」と名づけられたのではないかとされています。また、正月にこの岩を3度回り、岩に耳をあてると赤子の泣き声が聞こえると言ひ、赤子の泣き声が聞こえると、子どもを授かるとも伝えられています。



市内には、神秘的な岩や不思議な岩、様々な伝説が残る岩があります。今月は庄原市の「岩」を紹介します。



じょうこうせき
条溝石／比婆山

比婆山一帯には人工的に刻んだと思われる不思議な巨石が数多く発見されています。この謎の巨石には、幅5～10cm、2～5cmの規則正しく刻まれており、中でも、烏帽子山の条溝石は、縦の溝がまっすぐに比婆山御陵を指していることがはっきり分かります。自然の節理によるものとも、御陵にかかわる古代信仰の名残、呪術習俗の跡ともいわれていますが、はっきりしたことは分かりません。



えぼしいわ
烏帽子岩／比婆山

比婆山連峰には、烏帽子の形に似た巨石が神格化され、烏帽子岩と呼ばれるものはいくつかあります。御陵の峰にある太鼓岩、その南方、立烏帽子山にある備後烏帽子岩に対し、島根県に接する烏帽子山の頂にあるひときわ神秘的なこの石を出雲烏帽子岩と呼びます。